



人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が

国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は

いまだに差別意識と偏見が

人々の暮らしの中に深く根づき

部落差別をはじめ

障害者、女性、先住民、外国人への差別など

どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は

人間の理性と良心によって

必ずや解消できることを

我々は確信する

平和で心ゆたかな

人間尊重の社会の実現をめざす品川区は

『人権尊重都市品川』を宣言し

差別の実態の解消に努め

人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う

制定一九九三年(平成五年)四月二十八日

みんなで築こう
 人権の世紀

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心



5月3日の憲法記念日は、昭和22年5月3日に施行された「日本国憲法」を記念して制定されました。この日を含む5月1日から7日までの一週間が「憲法週間」です。日本国憲法は、「国民主権」、「平和主義」とともに「基本的人権の尊重」を大きな柱としています。憲法第11条は、「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と人権保障の基本原則を定めています。人が人生を送り、そして他人と関わり合う中で、決して侵してはならない人としての権利が人権です。その権利を守るためには、一人ひとりが自分の人権のみならず、相手の気持ちを考えて、思いやりの心を持って行動し、自分の権利と同じように他人の権利も認め合うことが大切です。区では、人間尊重の社会の実現をめざして「人権尊重都市品川宣言」を制定し、人権尊重思想の普及啓発に取り組んでいます。その一環として、5月13日に「憲法週間記念講演と映画のつどい」を開催します。これを機会に人権の大切さについて、あらためて考えてみませんか。

5月1日から7日は
 憲法週間です

憲法週間記念

講演と映画のつどい

5月13日(水)

午後1時開演
 (午後0時30分開場)

きゅりあん8階大ホール
 (大井町駅前)

定員/1,100人(抽選)
 申込方法/4月14日(火)
 (消印有効)までに、往復はがき(1枚で2人まで)に「つどい」とし、代表者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号、参加者の氏名(ふりがな)を人権啓発課(☎140-0013南大井3-7-10)へ
 ※抽選結果は4月末発送予定。

講演 安心できる社会、という時の「安心」とは何か? —日常のなかにある人権を考えるために—

講師/ロバート キャンベル(東京大学大学院総合文化研究科教授) ニューヨーク生まれ、日本の古典文学を研究し、1985年に来日して以来、日本で暮らすロバート キャンベル氏。
 江戸から明治期の日本文学について教べんを執るかたわら、テレビ番組の司会やニュース・コメンテーターをつとめ、新聞・雑誌連載、書評、ラジオ番組出演など、様々なメディアで活躍されています。今回の講演で「安心」というキーワードから、日常のなかにある人権について一緒に考えてみましょう。
 ※手話通訳・要約筆記付き。



映画

HOME

…愛しの座敷わらし…



©2012「HOME 愛しの座敷わらし」製作委員会

家でも会社でも居場所がない晃一を中心に、それぞれが悩みや不満を抱えている高橋家の5人は、晃一の転勤で岩手県の築100年以上の古民家に引っ越す。ようやく田舎暮らしにも慣れてきたある日、着物を着た不思議な子どもに出会い……。やがて、古民家には座敷わらしが居ついていることがわかり、家族の関係に微妙な変化が……。
 出演/水谷豊、安田成美、濱田龍臣 他 ※字幕付き。

考えよう 人権のこと

人はみな誰しもが、幸せに暮らしたいと考えています。この幸せを願う気持ちをお互いに思いやることこそ、人権を尊重することではないでしょうか。

しかし残念なことに、子どもや高齢者や障害者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある人や外国人に対する偏見や同和地区出身の人に対する差別など、私たちの身のまわりには様々な人権問題があります。また最近では、インターネットを悪用した人権侵害、犯罪被害者などの人権の問題など、人権問題はより複雑化し多様化しています。差別は、差別される人にとって、本人には全く責任のないことで苦しめられるという極めて不当な行為です。

そして差別することは、差別される人を傷つけるばかりか、差別する人の人間性をも損ねてしまう行為なのです。

区は、23区唯一の「人権尊重都市品川」を宣言し、様々な施策の中に生かして人権啓発や人権教育を推進してきました。この宣言にこめられた想いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識することや、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを認識していきましょう。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

同和問題の解決のために

わが国の発展の歴史の中で形づくられた身分階層構造に由来する差別、いわゆる部落差別によって、長い間経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられて基本的人権を侵されてきた人々があります。これらの人々は、今なお、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、そのほか日常生活の中で差別を受けることがあります。これが「同和問題」と言われるもので、「部落問題」「部落差別」などとも言われ、深刻な人権問題であるとともに重大な社会問題です。

「東京に部落はない」「部落差別は昔の話」と思っている人もいるのではないのでしょうか。しかし、東京でも同和地区出身かどうか調査をされたり、「〇〇は同和地区ですか」などの土地調査事件が現実起きています。これでは、同和地区の出身者が地域で安心して自分らしく暮らすことはできません。

安心して暮らせる差別のない社会をめざすには、同和問題を正しく理解し、差別を「しない」「させない」「許さない」という視点に立って、私たち一人ひとりが問題の解決に努力することが必要です。

許さない 差別落書き

昨年12月、区内の駅に掲示されているポスターに、外国人を誹謗中傷する落書きが発見されました。これまでも区内外の公共施設や路上で、人の心を傷つけるような内容の差別落書きが発見されています。

差別落書きとは、その行為自体が公共の建物や設備を傷つけるだけでなく、差別をあおり立てることで、人の心を深く傷つける卑劣な行為であるとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため推進している人権啓発の取り組みを損ねるもので、決して許すことのできないものです。

誰もが、お互いの人権が尊重され、安心して暮らせる、心ゆたかな地域社会の実現を願っているはずですが、そうした社会の実現のためには、私たち一人ひとりが、人権意識を高めていく必要があるのではないのでしょうか。

ストップ！ 戸籍・住民票の不正取得

相続などの手続きの際には、戸籍証明などの請求を専門家に依頼することがあります。国家資格を持つ弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士の8士業には、依頼者に代わり「職務上請求用紙」を使って戸籍証明などを請求する場合、委任状は不要であるなどの特例が認められています。この職務上の権限を悪用して戸籍証明や住民票を大量に不正取得し、売買する事件が起きています。

こうして不正に取得した個人情報の一部の悪質な探偵業者などを通じて、身元調査に利用されています。

このような身元調査は、差別意識を持って調査を依頼しようとする人にも問題があると言えるのではないのでしょうか。区では、窓口で差別調査お断りのポスターを掲示するなど、不正取得を防ぐための注意喚起を行っています。

●個人情報保護のため審査を厳格に行います

戸籍証明などの発行に際しては、交付請求者の本人確認を行うとともにその請求理由を審査し、個人情報の保護に努めています。区では引き続き窓口の混雑緩和に努めるとともに、戸籍証明等の大量不正取得事件を踏まえ、不正が疑われる交付請求については警告を発するシステムを導入するなど、審査体制を強化しています。

※戸籍等の大量不正取得事件では、次の刑に問われています。

◎偽造有印私文書行使罪<刑法第159条・161条（3年以上5年以下の懲役）>

〔不正請求事件に対する基本方針について〕

区では、職務上請求書を悪用した不正請求に対し、厳格な対応を行うため基本方針を定めています。不正請求の事実が確定した場合、被害者の方へ不正請求の事実を告知し、さらに、所属団体へ法令遵守および再発防止策の強化を要請します。

問 戸籍住民課 戸籍証明係 ☎5742-6659 住民票係 ☎5742-6660

人権啓発・
社会同和
教育講座

人権尊重の
社会を築く
ために

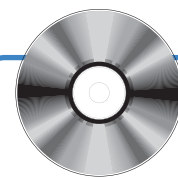
問い合わせ
文化観光課
生涯学習係
☎5742-6837

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、同和問題を軸に様々な人権について学ぶ機会としています。

昨年の講座Ⅰでは、「心の羅針盤」をテーマに、昼コースは「取材で見えてきた部落問題」など3講座、夜コースは「人間の値打ちを決めるもの―部落問題を通して考える―」など3講座を開催しました。

また、講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場食肉市場で「食肉市場の歴史と人権」を学び、と場の見学と職員との懇談を行いました。そこに参加された方の感想として「と場の仕事を実地で見ることができ理解が深まりました。」「私たちの食を支えている人たちの誇り高い職場を見学させてもらい、ありがとうございました。」などの声が寄せられました。

人権が尊重される社会をめざして、今年も秋に「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。



ビデオ・
パネルを
貸し出します

人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、同和問題をはじめ、セクハラなどの様々な人権啓発ビデオ・DVDや人権啓発パネルを貸し出ししています。勉強会や研修会でご利用ください。
※詳しくは区ホームページをご覧ください。

問い合わせ／人権啓発課 ☎3763-5391